

## ■ 広島県最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は  
平成30年10月1日から



時間額 **844** 円です。

(平成30年9月30日までは、818円です)

### 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精給当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕・支払形態〔月給・日給・時間給等〕の別を問いません。

また、特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。最低賃金についてご不明な点は、広島労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお気軽にお問い合わせください。

広島労働局基準部賃金室 TEL : 082-221-9244

三原労働基準監督署 TEL : 0848-63-3939

## ■ 消費税届出書の提出をお忘れなく 《重要》

### 【平成31年に新たに消費税課税事業者になられる方】

前々年(個人事業者は平成29年分)の課税売上が1,000万円を超えた方で簡易課税を選択される方は、簡易課税選択届書を税務署へ提出してください。尚、簡易課税を選択された場合は、原則2年間変更できませんのでご注意ください。(個人事業者は12月末が提出期限です。)

## ■ 広島法務局東広島支局からのお知らせ

竹原市役所1階の法務局登記証明コーナーにて、全国の登記事項証明書等が取得できます。詳細は、同封しておりますチラシをご確認ください。



【取扱時間】 11:00 ~ 15:00

(※竹原市役所の閉庁日を除く)

### 【請求できる証明書】

- 不動産：登記事項証明書 等
- 会社・法人：代表者事項証明書、印鑑証明書 等

### 【お問い合わせ】

広島法務局東広島支局 TEL : 082-422-2180

## ■ 事業者の皆様をサポートする制度です

### ○平成30年度経営発達支援計画事業

大崎上島町商工会では、皆様の事業をサポートすることを目的として、今年度も事業を実施しております。昨年度からの継続事業だけでなく、今年度からの新規事業もごございますので、ぜひご活用下さい。

### 【 専門家派遣制度について 】

大崎上島町商工会では、経営発達支援事業の一環として専門家派遣事業を行っております。専門家に相談したい、意見が聞きたい等、ご希望の方は、商工会へご連絡下さい。

#### 1. 事業承継や事業計画作成のサポート

「機械を入れたいけど一気にお金が減るのは不安」「新しく事業を始めたいけど資金はどのくらい必要?」「会社を継がせる準備ってどうすればいいの?」などの悩みを解決しませんか?

承継に関する悩みや、設備購入による資金繰りや事業計画など、専門家を交えてしっかりサポートします。

#### 2. 会社(事業)概要書・HPの作成サポート

概要書やHPは、専門技術や商品のPR、営業ツールとしての活用に重要な役割を担っています。

「作りたいけどどうすれば良いか分からない」「今の概要書を新しくしたい」など、専門家を通じて作成をサポートします。

### 【 マーケティング調査 】

商品のマーケティング調査を実施しています。マーケティング調査の実施に際しては、調査テーマの事前設定 ~ 調査報告までを一貫して実施するため、味や値段、ラベルなど焦点を当てた調査ができます。

既存商品から試作品まで何でも調査できますので、ぜひご活用下さい。

## ■ 法律相談会 開催案内

下記日程におきまして、弁護士法人板根富規法律事務所より弁護士をお招きし、法律相談会を開催します。相談内容は法律問題全般です。どんな些細なことでも構いませんので、お気軽にお申込下さい。申込は電話(0846-64-3505)や窓口又は別紙にてお願いいたします。なお、相談時間はおひとり約30分までとさせていただきます。商工会へお問い合わせください。

【日 時】 10月24日(水) 13:30 ~ 16:30

【場 所】 大崎上島町商工会

【申込期限】 10月23日(火) 17:00迄



## ■ 働き方改革関連法が順次施行されます

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。詳細は、同封しておりますチラシをご確認下さい。

# 働き方改革

～一億総活躍社会の実現に向けて～

### ○「働き方改革」の基本的な考え方

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる事が必要となっています。

「働き方改革」は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現をすることで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

#### 【ポイント1】労働時間法制の見直し

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

#### 【ポイント2】雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるような待遇の確保が必要となります。

## ■ 商工会の共済制度について

### 【商工貯蓄共済制度について】

国（中小企業庁）から認められ、貯蓄・保障・融資が三位一体となった商工会員（家族・従業員を含む）のための制度です。詳細につきましては、商工会へお尋ね下さい。

#### 《制度特徴》

- ① 商工会会員・家族・従業員のみ加入可能。
- ② 1口2,000円/月から加入可能。10年満期。
- ③ 満期更新時には、健康状態にかかわらず継続可能。
- ④ 貯蓄部分は、大口定期扱いになります。
- ⑤ 健康診断の助成金があります（広島県のみ）。
- ⑥ 1年前前納すれば、掛金が3%戻ります。
- ⑦ 保険金は加入モデル・年齢等により異なります。

### 【商工貯蓄共済医療保障特約型について】

商工貯蓄共済をカバーする特約型です。医療に特化した内容になっています。

#### 《制度特徴》

- ① 商工貯蓄共済加入者並びに被共済者が対象。
- ② 保険料は加入モデル・年齢等により異なります。
- ③ 日帰り手術、1泊2日からの入院にも対応できます。
- ④ 無事故給付金（5年毎）が10万円給付されます。
- ⑤ 90歳まで継続することが可能。
- ⑥ 疾病障害でも、保険料払込免除されます。

## ■ 融資制度の紹介

### JFC 日本政策金融公庫

#### ○マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

【対象者】商工会で経営指導を受けている小規模事業者

【融資限度額】2,000万円

【融資期間】設備資金：10年以内  
運転資金：7年以内

【担保・保証人】無し

【金利】※9月27日現在  
1.11%（特利F）

#### ○小規模事業者経営発達支援資金

【対象者】

経営発達支援計画の認定を受けた商工会で経営指導を受けている小規模事業者

（大崎上島町商工会は平成30年3月に再認定）

【資金用途】

事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金およびそれに伴う運転資金

【融資限度額】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

【融資期間】設備資金：20年以内（据置あり）  
運転資金：8年以内（据置あり）

【担保・保証人】要相談

【金利】※9月27日現在

・担保を不要とする融資を希望する場合

1.66～2.25%（特利A）

1.56～1.95%（特利U・雇用拡大の場合）

・担保を提供する融資を希望される場合

0.76～1.95%（特利A）

0.66～1.65%（特利U・雇用拡大の場合）

※詳しくは、商工会へお尋ね下さい。

## ■ 今後の行事予定表

10月10日	軽減税率セミナー
10月11日	県女連ビーチボールバレー大会 青年部定例部会
10月13日 ～14日	青年部視察研修
10月17日	おと姫カード会役員会
10月19日 ～20日	大崎上島町商工会役員視察研修会
10月24日	法律相談会
11月17日	ふれあい工房感謝祭 （青年部・FF会 出店予定）
11月21日 ～22日	商工会青年部全国大会（広島県）

発行 / 大崎上島町商工会 平成30年9月27日

TEL: 0846 (64) 3505

FAX: 0846 (64) 3552